

NEWS LETTER

Japan Association for College Accreditation 財団法人 短期大学基準協会

2010.10 Vol.52

Contents

- 巻頭言 短期大学基準協会に寄せて
- 論説 1 第三者評価で得たもの
- 論説 2 ALOを経験して
- 報告 短期大学基準協会が新たに目指すところ —「認証評価」の漂流を超えて—

巻頭言 短期大学基準協会に寄せて

財団法人短期大学基準協会 評議員
群馬医療福祉大学短期大学部 理事長・学長

鈴木利定



“光陰矢の如し”のことわざどおり、短期大学基準協会（以下本協会）は、平成17年1月14日に認証評価機関として文部科学大臣から認証を受け、続けて同年3月31日に財団法人の許可を受けたことにより、評価事業の公正性や社会からの信頼性を求められる公益性の責任を課せられることになり、我が国の国公立短期大学の488校のうち380校（平成18年1月末）が加盟してスタートし、今日に至っております。

これらは、平成14年の学校教育法の一部改正により、平成16年度から「すべての短期大学は、当該短期大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備などの総合的な状況について、少なくとも7年間に一度、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価（認証評価）を義務づける」とされたことが根拠となり具体化したものでした。したがって本協会は本年度をもって最初の周期を終わろうとしております。

その目的とするところは、「評価を通して短期大学教育の継続的な質の保証を図り、加えて短期大学の主体的な改革・改善を支援することで短期大学教育の向上・充実に資すること」でした。そして早くも7年目の周期が来たわけですが、その間、第三者評価の対象となった関係校は評価に耐え得る万全な態勢で対応する努力をし、それなりの成果をあげてきたと拝察致しております。第三者評価を受ける側としては、短期大学評価基準に基づく「自己点検・評価報告書」の提出、それに対応した書面審査と訪問調査による評価などを経て、

最終的には本協会の理事会の議を経て結果の是非が明らかにされる仕組みとなっております。その間の緊張感は並々ならぬものがあることを、体験を通して実感したところであります。

いずれにしても本協会の第三者評価は、各短期大学のこれまでの経営や教育体制などが明らかとなり、かつ、その後の経営や教育体制に示唆を与える機会ともなる絶好のチャンスでもあり、それだけに看過できません。このことは逆説的には、各短期大学の不断の努力と実践がよりよい第三者評価につながるものであることを信じて疑いません。

私は、評価基準に照らした第三者評価であるべきことは当然であるとして受け止めつつ、さらに各短期大学がそれぞれの「建学の精神」をいかに具現化するか、また、人間性豊かな学生達を輩出するためにさらなる実践を行うこと。そしてこれらが実現するように各種の条件整備をするよう日々心掛けることが第三者評価に耐え得る要諦の一つであろうと考えております。それだけに本協会が7年間の周期を終え、さらに来年度1年間は準備期間とされ、平成24年度から「新評価基準」で新たな7年間に向かうことになっております。

それゆえにこれまでの7ヶ年の体験をベースに実績のある第三者評価機関として今後も最善の社会的役割を果たし、かつ、貢献されることを心から期待しております。

第三者評価で得たもの

波 田 重 熙 (神戸女子大学・神戸女子短期大学 学長)

はじめに

神戸女子短期大学は、昭和 15 年に行吉國晴・哉女夫妻が創設した「神戸新装女学院」に源を発し、戦後、短期大学制度が制定されるとすぐに設置申請を行い、昭和 25 年 4 月に開設しました。したがって、本学は今年で創立 60 周年を迎える日本で最も古い短期大学の一つであり、これまでに 2 万 9 千名余の卒業生を社会に送り出して参りました。「世界の平和と人類の福祉に貢献する有為な女性の育成」を建学の精神とし、時代に即した女子教育を展開するために常に教育理念を点検してきており、平成 19 年には新たな教育目標を「建学の精神に基づき、自立心に富み、対話力と創造性に優れ、人類社会の発展に貢献する女性を育てる」と再定義しました。

現在本学は、総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科の 3 学科と、専攻科保育専攻で構成されています。創設期以来の「学生一人ひとりを大事にする」という手作り教育を今も大切にしており、多方面から高い評価を得ている多くの優れた人材を輩出しています。

本学は、平成 21 年度に財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受け、平成 22 年 3 月 18 日付で「適格」の認定をいただきました。今年に行吉学園が創立 70 周年を迎える年であり、すばらしい節目となりました。以下では、今回の第三者評価を通じて考えたこと、またそれを今後の本学の改革・改善にどのように活かすかを中心に、ALO と話し合ったことを書かせていただきます。

1. 全国基準で見た短期大学運営の課題と自己点検・評価

今回、短期大学基準協会による第三者評価を受けるに当たって、本学がまず重点をおいたのは、第三者評価を通して全国基準で見た短期大学運営の課題を共有することと、本学の構成員に協同の風土を醸成する絶好

の機会と捉え第三者評価を最大限に活かすことでした。

本学は平成 5 年度から自己点検・評価活動を開始し、全国的な基準から見て本学が改革・改善に関してどのような課題を抱えているのか、また、本学の長所といえるのは何かについて恒常的に点検・評価して参りました。さらに、平成 12 年度には中村学園大学短期大学部との間で相互評価を行うことによって、本学の自己点検・評価活動を見直すとともに、時代の要請からみた新たな改革・改善の課題は何かについて点検・評価するなど、早期より自主的な自己点検・評価に努めて参りました。

そのような取り組みの中で、自己点検・評価と第三者評価は特別な行事ではなく、日常的な業務としての点検・評価に意味があるという考え方を全構成員に徹底することに特に力を入れました。すなわち、義務付けられているから報告書を作成するのではなく、本学が自身の諸活動に対する改革・改善のビジョンを示し、認証評価機関からそれに対する助言・支援を受けること、さらにその結果を積極的に公表することによって、自らの個性・特色を社会に示すのが目的であることを繰り返し説明してきました。本学では、10 年以上前から各種委員会は年度当初に年間計画を示し、年度末にはその反省と総括をして PDCA サイクルを機能させてきたので、まずこれを自己点検・評価報告書の作成に活かすことにしました。さらに平成 17 年度以降は、短期大学基準協会の評価基準に沿った自己点検・評価体制へと改善し、ALO の強いリーダーシップのもと、自己点検・評価委員会と部科長会が組織的牽引役を担い、毎月 1 回の全体会議を原則にして、他の部署の動向も把握しながら自分の担当部署の報告書を作成するように進めました。そこでは、企画立案から報告書作成まで、高等教育機関としての社会的使命を自覚しながら、教員、助手、事務職員は総がかりで自己点検・評価報告書の作成に取り組みました。

2. ALOと幹部職員が果たす役割

本学では、以上の段階を経ながら自己点検・評価をより良いものにする作業を続けましたが、その過程では自己点検・評価報告書の内容について学内のコンセンサスを得ることがとても重要であり、そのためには各部署に適切な指示・指導を行うことが不可欠となります。その役割を担ったのがALOであり、第三者評価における自己点検・評価報告書の作成に当たって、ALOに求められる役割は極めて大きいことを改めて認識しました。本学の場合ALOは、行吉学園自己点検・評価委員会との連絡調整、短期大学の部科長会や自己点検・評価委員会との連絡調整、理事長、学長、本部職員も加わった全体会議でのリーダーシップ、さらには、誤りのない正確な自己点検・評価報告書の完成のための編集責任など、調整能力と実行力を強く求められる重責を担いました。その上で、短期大学全体に連帯感が生まれるように特に配慮しながら、全構成員がほぼ納得のいく自己点検・評価報告書まとめられたことは、今後の本学の運営にとって大層意義のあることであったと考えています。

3. 第三者評価を今後の短期大学運営に活かす

本学は平成21年5月末に完成した自己点検・評価報告書を短期大学基準協会に提出し、同年9月に訪問調査を終え、平成22年3月には機関別評価結果を受け取りました。短期大学基準協会は、評価結果で特に優れた試みと評価できる事項6項目と、向上・充実のための課題2項目を指摘されました。本学は今後、優れていると評価された事項をさらに充実するとともに課題を改善することを含めて、今回の第三者評価を今後活かすために、以下の3点を中心に大学運営に当たりたいと考えています。

第1点は、各教員の専門性の高度化を図ること、特に本学の教育に還元しうる研究内容を奨励すること、学園としての研究活動への支援体制を整えることなどを通じて、教育と研究の充実・発展に活かすことです。第2点は、経常収支の均衡と適切な予算配分、教職員の意識改革、学生募集についての組織的な取り組みなどを通じて、健全な経営体質と財政基盤の確立に活かすことです。そして第3点は、2年間で付加価値を付けられる教育、授業内容と授業方法の改善、教員と学生、学生同士の人間関係作り、学生一人ひとりを大切にするホームルーム制度の維持、進学、就職等の進路保障などを通じて、学生に魅力ある大学作りに活かすことです。これらの観点からみれば、本学に課せられた課題はまだ多く残されており、今回の第三者評価を本学の運営に活かしながら、今後も学生や社会に誠実な教育機関であり続けたいと考えています。

神戸女子大学短期大学のキャンパス



ALOを経験して

由 田 新 (千葉明德短期大学 教授 ALO)

はじめに

早いもので、第三者評価の訪問調査から1年が経とうとしています。おかげさまで、本学は平成21年度に短期大学基準協会から第三者評価適格認定を頂きました。本学は、保育者を養成する単科の小規模な短期大学であり、いくつかの学科を持っているような学校とは事情が大分異なると思いますが、ALOを経験して、感じたことを述べさせていただきます。

実は、私は、本来ALOであった副学長が学長になったことに伴い、急遽、評価の年度にALOに任命されました。突然のことで、戸惑いがないと思ったら嘘になります。しかし、ピンチヒッターのALOにとって幸いなことは、すでに第三者評価へ向けての方向性・スケジュールは決まっています、作業は進んでいたということです。本来それだけでは不十分なのかもしれませんが、進行中の報告書を最終的にまとめ、訪問調査にしっかりと臨めるようにすることに意識を向けていき、学内全員に支えられてなんとか乗り切ったというところです。

1. 報告書について

報告書の作成に向けて、前ALOの下、前年度から方針を決め、進めていました。本学では、90年代から独自の観点で自己点検・評価を積極的に行っていたため、教員間に点検・評価に対する構えは少なく、比較的スムーズに取り組むことができたと思います。もちろん、報告書作成で自覚的に捉え直す事柄もあり、報告書作成自体が自分たちの短大を見直し、問い直すきっかけとなりました。ここ数年、教員の異動が多く、半数近くが入れ替わるという状況でしたので、建学の精神から一つひとつ共通理解を作り直す良い機会でもありました。このことだけでも第三者評価を受ける意味を改めて実感させられました。

一方で、小規模校の場合、メンバーが少ないことから、大規模校のような組織的な仕組みを作り上げるのが難しい部分があり、独自のやり方をとっていることが多いのではないかと思います。この辺りのことを報告書の中に表現していく難しさも感じました。

後になって考えると、訪問調査時に細かく聞かれたことは、報告書にその辺りが十分に記述されていなかったからだと思われました。独自のやり方で進めているのであれば、「特記事項」のような項目を使いもっとアピールしていく必要性を強く感じました。

2. 訪問調査について

訪問調査は、保育関係の学科をもつ学校の先生2名、

事務系の方1名の3名のチームで来校されました。こちらは、学長、学園本部局長、事務長、関係教員、そしてALOが対応しました。理事長にも時間のある時に参加していただきました。

学園全体の財務関係から、短期大学の管理・運営・教育のあらゆる部分について、かなり細かい質問を受け、評価員の方々が本当に時間をかけて報告書を読み込んだ上でいらしていることを実感しました。中にはかなり厳しい指摘もありましたが、言われれば確かにと思うことばかりでした。

私は教員ですので、事務的運営のことよりは、教育・研究に関係する部分についての対応をいたしました。先にも述べたように、報告書に記述不足の箇所があり、実はその部分について聞かれていたのだ、ということが、だんだんと見えてきました。学内にいると見えにくくなることなのですが、本学では、様々なところで独自の管理・運営をしています。一般的な委員会・係の名称と違っていたり、その扱う内容が一般的なものと違う部分を含んでいたりということがあります。例えば、「FD」という言葉は出てきませんが、それをも含むもう少し大きな枠組みの会議が行われていたりします。口答での説明と資料で評価員の方々に少しずつ理解していただくという形になってしまいました。組織・制度として十分整っていないが、実際には機能しているというような部分が多かったかもしれません。

3. 第三者評価を終えて

第三者評価を終えて、最終的にいただいたコメントを見たときに、思いもかけない部分に魅力を感じていただき、こちらにとってとても有り難いことだったと感じます。訪問調査でのやり取りを改めて思い出しますと、問題点だけではなく、本学の良い部分・魅力ある部分を、対話を通して引き出してもらっていたことに気がきます。学内にいる者が自覚的に「ここは強み」と思っているところばかりでなく、学内にいる人間には「当たり前」になりつつあるようなことについて価値を見いだして「それは強み」ではないかということを見せてもらったのだと思います。まさに言葉通り「第三者評価」の意義に改めて思い当たった次第です。外部の目から魅力的に見える部分の中にいる者は特に良いと思わず「当たり前」と思ってしまうがちです。評価員の方々との対話の中から自分の学校の「強み」・「弱み」が見えてきます。ここから見えてきたことを有効に生かしていきたいところです。そう考えると「訪問調査」という仕組みをもった第三者評価は、なかなか素敵なものに思えてきます。

短期大学基準協会が新たに目指すところ —「認証評価」の漂流を超えて—

財団法人短期大学基準協会 副理事長
第三者評価委員会 委員長

関 根 秀 和 (大阪女学院短期大学 理事長・学長)

はじめに

認証評価機関による第三者評価が制度化されて、あらかじめ定められていた7年の期間が過ぎようとしています。新たな第二クールこそは、日本の短期高等教育が本当に充実した形で根付くかどうかという大切な時期に重なると言って過言ではありません。60年の歴史を経た短期大学教育が日本の短期高等教育の中心にあって、国際通用性を保ちながら、21世紀の全般を通じて、我が国の社会形成の基盤を創っていくことに貢献出来るかどうか問われようとしています。

揺れる世界秩序の中で、次々に変動が変動を呼ぶ状況が進んでいます。その影響からして、高等教育に寄せられる期待の変化には著しいものがあって、たかだか10年の間に重ねられた数々の「答申」と、それに基づく制度の改変はめまぐるしいばかりです。そうした変動する政策の一環として「認証評価」も制度化されたわけで、「認証評価」そのものが、多様性を前提にした第三者評価から「社会的質保証」へ強く傾斜し始めています。

こうした中であって、新たな第二クールの評価の在り方を適切に構想するためには、「大学教育改革」とこれに関わる大学評価の政策的文脈を今一度振り返ることが必要です。例えば、大学審議会で第三者評価が謳われて実際に制度化され今日に至ったわけですが、振り返ってみますと、決して当初から一貫した一定の視点とコンセプトを持ち続けてきたわけではありません。それはやはり揺れていて、その揺れの振幅もかなりのものがあります。そういう振幅を検討しつつ、第二クールの評価が何を指すべきかを確かめて見るのが大切です。

大学審議会答申の「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—」が、それまでの審議会答申をまとめる形で出た後、この答

申を受けて、中央教育審議会大学分科会によって平成17年に出されたのが答申「我が国の高等教育の将来像」(略して「将来像答申」)であり、その僅か3年後に「学士課程教育の構築に向けて」という中央教育審議会答申が更に出ました。この三答申を通して評価の制度化に関する文脈を辿ってみるのが適当であると考えます。

1. 大学審議会の期待

この大学審議会答申では『大学等の多様化・個性化の推進』という視点が前面に出ました。加えて『国際的な通用性の向上などの視点を踏まえつつ、大学等の自主性・自律性を高めるシステムの柔構造化等の一層の推進』のために自己点検・評価をとという考え方がこの答申の基本的な考え方でありました。

つまり、いわゆる高等教育の第一次(高等教育の計画的整備について—昭和50年代計画—)・第二次(昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について—昭和60年代計画—)・第三次(平成5年度以降の高等教育の計画的整備について)と、大学・短期大学の双方について、当時の構想に基づいて、極めて一律に大学・短期大学の在り方が括られていた状況から離れて、個々の学校法人、個々の大学・短期大学の自主性に基づいた個性化を目指すところに重点が置かれたわけです。そうして個性化を進めるとすれば、重要なのが自己点検・評価であり、かつ第三者評価であるという考え方でありました。

殊に第三者評価については『各大学がその多様化・個性化を図りつつ世界的水準の教育研究を推進していくためには、大学の自律性に基づく教育研究活動の展開や大学運営が行われているか等の点について常に適切な自己点検・評価を実施し、これを踏まえて各大学が教育研究の不断の改善を図っていくことが不可欠で

ある。・・・さらに、従来の自己点検・評価の充実のみならず、より透明性の高い第三者評価を実施し、その評価結果を大学の教育研究活動の一層の改善に反映させるなど、』と第三者評価に言及し、第三者評価が自己点検・評価を越える位置付けが必要であるという意識に立っています。

2. 中央教育審議会答申の期待

これを受け継いだ「将来像答申」では、『教育・研究活動の改善と充実に向けて不断に努力することが大切である。また、競争的環境の中での各高等教育機関の個性・特色の明確化が一層進む中にあるのは、学習者や社会の信頼を保持する上でも、情報の開示を含めた質の保証の仕組みを整えて効果的に運用することも極めて重要であり、国としての基本的な責務である。』とあり、大学審議会答申では個性化を一層進めていかなければならないという視点に立っていたのが、この答申では変わって、情報の開示を含めた質の保証を仕組み必要を強調することに視点が移っていることがよく分かります。

つまりそこには個性化が進んでいく状況に対する不安が含まれていて、『全体として多様化が一層進むにつれて、学習者の保護や国際的通用性の保持のため、高等教育の質の保証が課題となる。』というかたちで第三者評価、質の保証が謳われているわけです。

3. 学士課程教育答申の期待

さらに進んで「学士課程教育の構築に向けて」答申では、『今後、我が国において、上記の観点から学士課程教育を構築するには、学部・学科等の縦割りの教学経営が、ともすれば学生本位の教育活動の展開を妨げている実態を是正することが強く求められる。』と、はっきり「主役は学生なんだ」という位置付けで大学組織編成の見直しの必要が言及され、また、これまで見られなかった強い調子で、私たちに大学教育の質の見直しを迫っています。つまり、『大学とは何かという問題意識が』大学が個性化する中で『希薄化し、ともすれば目先の学生確保の必要性が優先される傾向がある中、我が国の大学、学位が保証する能力の水準が曖昧になることや、学位そのものが国際的な通用性を失うことへの懸念も強まってきている。』との指摘が行われ、これが第三者評価の在り方に非常に強く影響しています。『(中略) また、改革を通じて、学生の学習活動や学習成果の面で顕著な成果を上げてきたかという観点では、

いまだ改革が実質化していない面も少なくないと考えられる。』とあり、個々の大学・短期大学の個性化ということだけではなくて、その結果が学習成果に結びついているのかどうなのかということに視点を置くということと、さらに、そういう学習成果がどのように実を結んでいるのかを、個々の短期大学・大学は社会に対する説明責任として負っているのだという文脈になっています。

また、『個々の大学が掲げる教育研究上の目的や建学の精神は、総じて抽象的であり、学士課程で学生が身に付けるべき学習成果を具体化・明確化していこうとする動向に照らしても曖昧であると言わざるを得ない。』とあって、大学審議会答申の問題意識は個々の大学・短期大学の個性化ということと結びついていたのが、この答申では、理念・目的に対して準拠して学習成果を構想する在り方について疑念を示しています。これが我々にとって、本当に示唆的であるのかどうかについて、十分に検討する必要があると考えます。

4. 第二クールに向けた基本的な視点

第二クールの新しい「認証評価」を、個々の短期大学における課題との取り組みを支援し、また、「短期大学教育」の発展と充実に向けた改革を制度や政策に活かすための評価として組み立てようとしているのですが、そこでは学士課程教育答申が示すところの、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」と「入学者受入れの方針」の三つの方針が、相互に関連し合った統合的な教育活動として常に展開されているかが基本的な視点となります。

そういう意味で新しい評価の「認証評価」としての真価は、「自己点検・評価のPDCAサイクルが絶えず機能しているかどうか、また、自己点検・評価が曖昧に主観を混じえた点検から抜け出して、客観的なデータや資料に基づいて改革の端緒になり、かつ、基礎となっているかどうか、また、内部質保証体制が確立しているか、説明責任が履行されているか」を問い、それを支援することに貢献しているか如何にかかっていると云えましょう。

さらに付言すると、学士課程教育答申では「各大学が定める理念・目的は曖昧であって、それを基礎とするのではなく、学習成果、社会的質保証、あるいは国際通用性という観点から大学である限りは、「大学とはこうあるべきだ」という普遍的な基準に基づいて、第三者評価を行うという方向に強く傾斜しています。

しかし、短期大学基準協会の基本的な姿勢は、第二クールにおいてなお一層、それぞれの短期大学の理念・目的と学習成果が結びついた個性化の進展を期待することで在り続けたいと願っています。

こうした「認証評価」についての様々な言説を踏まえつつ活きた評価文化が短期大学の世界に深く根付くことと、新しい時代の新しい短期大学の成長を期

して、

1. 建学の精神と教育の効果
2. 教育課程と学習支援
3. 教育支援と財的支援
4. リーダーシップとガバナンス

の四基準による、「認証評価」を構想いたしました。

基準協会の動き

第三者評価

平成 22 年度

●平成 22 年度第三者評価の訪問調査が行われています

平成 22 年度第三者評価の実施につきましては、7 月 8 日・9 日に評価員研修会が開催され、評価方法の説明や評価チームの打合せが行われました。各評価員は、7 月～8 月にかけて、評価校から送られている自己点検・評価報告書について書面調査を実施し、9 月初旬からは訪問調査が始まりました。評価員 331 名が 80 の評価チームに分かれ、2 泊 3 日の日程で評価校を訪問し面接調査や学内視察等を行っています。訪問調査は 10 月下旬まで行われます。

●今後の評価スケジュール

10 月下旬	第三者評価 訪問調査終了
11 月 5 日	評価チームからの領域別評価票の最終提出締切
11 月 17～18 日	第三者評価委員会分科会 I（ヒアリング・機関別評価修正版の作成）
12 月 1 日～3 日	第三者評価委員会分科会 II（機関別評価原案の作成）
12 月 10 日	第三者評価委員会（機関別評価案の作成）
12 月 16 日	理事会（機関別評価案の確定）
12 月中旬	評価校へ機関別評価案の内示
1 月中旬	内示に対する異議・意見申立ての提出締切
2 月上旬	第三者評価審査委員会による審査（異議・意見申立てのあった場合）
3 月下旬	平成 22 年度第三者評価の決定・通知、評価結果の公表

平成 23 年度

●平成 23 年度第三者評価 評価校について

平成 23 年度第三者評価の実施につきましては、全国の短期大学を対象に平成 22 年 7 月 31 日までに期限として申込の受付を行いました。申請がありませんでした。

平成 24 年度

●新評価基準等に関する ALO 対象説明会を開催しました

去る 8 月 30 日（月）、千葉県松戸市の「聖徳大学 川並香順記念講堂」において、新評価基準等に関する ALO 対象説明会を開催しました。当日は、会員短期大学の ALO（第三者評価連絡調整責任者）及び学内の第三者評価に携わる教職員、合計 227 校、411 名が参加して、下記の説明等が行われました。

平成 22 年度第三者評価 評価校 ALO 対象説明会

「挨拶」	関 口 修（短期大学基準協会理事長）
「新しい「第三者評価」を構想する短期大学基準協会の視点」	関 根 秀 和（第三者評価委員会委員長）
「新第三者評価要綱について」	原 田 博 史（第三者評価委員会副委員長）
「新短期大学評価基準について」	大 野 博 之（第三者評価委員会委員）
「自己点検・評価報告書作成マニュアルについて」	川 並 弘 純（第三者評価委員会委員）
「質疑応答」	



（関口理事長の挨拶）



（質疑応答の様子）

※講演で使用した「グロリア・ロジャースによる質保証のための査定」図中の「表面」は、「表明」の誤りでした。ここに謹んでお詫び申し上げます。

地域総合科学科

●平成 19 年度開設の地域総合科学科に対する達成度評価を実施しました

短期大学基準協会が認定した地域総合科学科については、平成 14 年度から自己点検・相互評価推進委員会（福元裕二委員長）において適格認定評価を行っていますが、「地域総合科学科に関する適格認定評価の実施要領」及び「地域総合科学科達成度評価取扱要項」により、完成年度を過ぎた時点で所期の目的をどのように果たしているかについて書面審査により教育実績の評価を行うことにしています。

同委員会では、完成年度を経た平成 19 年度に地域総合科学科を開設した短期大学を対象に達成度評価を実施しました。当該短期大学に完成年度を過ぎた時点での自己点検・評価報告書の提出を求め、同委員会において提出された自己点検・評価報告書の書面審査を行い、このほど、所期の目的に即して教育を実施し、一定の成果をあげていることが確認されたので、その結果を踏まえ、達成度評価報告書案をまとめました。去る 9 月 16 日の第 27 回理事会に報告案が提出され、審議の結果、正式に承認されました。達成度評価で適格となった短期大学には後日「地域総合科学科適格認定証」を授与しました。

平成 19 年度開設の地域総合科学科に対する達成度評価校

(平成 22 年度)

短期大学名	開設学科名
名古屋学芸大学短期大学部	現代総合学科



地域総合科学科適格認定証

組織

● 訃報

本協会評議員の吉田謙二氏（池坊短期大学／学長）は、平成 22 年 9 月 3 日（金）に逝去されました。心からご冥福をお祈り申し上げます。

日誌

平成 21 年度（平成 21 年 10 月～平成 22 年 3 月）

◇理事会

第 23 回 平成 21 年 12 月 17 日（木）

議事

1. 平成 21 年度第三者評価機関別評価案の内示について
2. 地域総合科学科の適格認定について

第 24 回 平成 22 年 2 月 18 日（木）

議事

1. 平成 21 年度第三者評価に係る機関別評価案に対する異議申立て等について
2. 平成 21 年度機関別評価案（留保）に係る短期大学の改善計画について
3. 平成 21 年度第三者評価に係る機関別評価結果の決定について
4. 評議員の欠員に伴う後任選考について
5. 各種委員会の次期委員候補者について
6. 事務局の人事について

第 25 回 平成 22 年 3 月 18 日（木）

議事

1. 平成 21 年度第三者評価（留保分）の決定について
2. 平成 23 年度第三者評価実施要領について
3. 平成 21 年度補正予算について
4. 本協会規程等の制定・一部改正について
5. 平成 22 年度会費額について
6. 平成 22 年度事業計画について
7. 平成 22 年度収支予算について

◇評議員会

第 10 回 平成 22 年 3 月 18 日（木）

議事

1. 平成 21 年度補正予算について
2. 平成 22 年度会費額について
3. 平成 22 年度事業計画について
4. 平成 22 年度収支予算について
5. 平成 23 年度第三者評価実施要領について

◇臨時評議員会

第 3 回 平成 22 年 2 月 18 日（木）

議事

1. 役員欠員の伴う後任選考について
2. 公益法人制度改革に伴う移行の基本方針について

◇第三者評価委員会

第 46 回 平成 21 年 12 月 11 日（金）

議事

1. 平成 21 年度第三者評価 機関別評価案（内示案）について
2. 短期大学評価基準等の改正案について

第 47 回 平成 22 年 1 月 28 日（木）

議事

1. 平成 21 年度第三者評価 機関別評価案（内示案）に係る改善計画について
2. 平成 21 年度第三者評価 機関別評価案（内示案）に対する異議・意見申立案件について
3. 評価を取り下げた場合の再申請の取り扱いについて
4. 平成 22 年度第三者評価に係る臨時評価員の委嘱について
5. 平成 21 年度及び平成 22 年度第三者評価等の日程について
6. 短期大学評価基準等改定案の概要説明会について
7. 評価システムの見直しについて

第 48 回 平成 22 年 2 月 18 日（木）

議事

1. 平成 21 年度第三者評価の機関別評価案（留保）の短期大学の改善報告について
2. 平成 21 年度第三者評価結果の決定について
3. 平成 21 年度第三者評価結果報告書、評価結果の公表日程等について
4. 平成 22 年度第三者評価等の日程等について
5. 平成 23 年度第三者評価の実施通知、その実施に係る評価員候補者の推薦について
6. ①平成 21 年度第三者評価 機関別評価案（内示）に対する異議申立て等について（答申）
②第三者評価システム見直し案の概要説明会日程等について

第 49 回 平成 22 年 3 月 17 日（水）

議事

- I. 第三者評価等について
 1. 平成 21 年度第三者評価の機関別評価案（留保）の短期大学の改善報告について
 2. 平成 21 年度第三者評価プレス発表用の資料について
 3. 平成 23 年度第三者評価実施通知及び実施要領について

4. 評価を取り下げた場合の再申請の取り扱いについて
 5. 小委員会委員の選出について
- II. 評価システムの見直しについて

◇第三者評価委員会小委員会

第32回 平成21年10月29日(木)

議事

1. 評価システムの見直しについて

第33回 平成21年11月13日(金)

議事

1. 評価システムの見直しについて

第34回 平成21年12月11日(金)

議事

1. 平成21年度第三者評価 機関別評価案(内示案)について
2. 評価システムの見直しについて
3. 評価システム改定のためのスケジュールについて

第35回 平成22年1月28日(木)

議事

1. 平成21年度第三者評価 機関別評価案(内示案)に係る改善計画について
2. 平成21年度第三者評価 機関別評価案(内示案)に対する異議・意見申立案件について
3. 評価を取り下げた場合の再申請の取り扱いについて
4. 平成22年度第三者評価に係る臨時評価員の委嘱について
5. 平成21年度及び平成22年度第三者評価等の日程について
6. 平成23年度第三者評価の実施及び評価員候補者の推薦について
7. 短期大学評価基準等改定案の概要説明会について
8. 適格認定証の交付者名義・事務局による事後訪問調査について
9. 評価システムの見直しについて

第36回 平成22年2月18日(木)

議事

1. 平成21年度第三者評価の機関別評価案(留保)の短期大学の改善報告について
2. 平成21年度第三者評価結果の決定について
3. 平成21年度第三者評価結果報告書、評価結果の公表日程等について
4. 平成22年度第三者評価等の日程等について
5. 平成23年度第三者評価の実施通知、その実施に係る評価員候補者の推薦について
6. ①平成21年度第三者評価 機関別評価案(内示)に対する異議申立て等について(答申)
②第三者評価システム見直し案の概要説明会日程等について

第37回 平成22年3月17日(水)

議事

1. 平成21年度第三者評価の機関別評価案(留保)の短期大学の改善報告について
2. 平成21年度第三者評価プレス発表用の資料について
3. 平成23年度第三者評価実施通知及び実施要領について
4. 評価を取り下げた場合の再申請の取り扱いについて
5. 小委員会委員の選出について

◇第三者評価審査委員会

第1回 平成22年2月3日(水)

議事

1. 平成21年度第三者評価 機関別評価結果案(内示)に対する異議申立て案件について
2. 平成21年度第三者評価 機関別評価結果案(内示)に対する意見申立て案件について

◇第三者評価委員会財務関係プロジェクトチーム

平成21年11月12日(木)

議事

1. 平成21年度評価「財務体質」チェックリスト等の確認
2. 分科会への連絡文書(案)について

◇自己点検・相互評価推進委員会

第33回 平成21年10月9日(金)

議事

1. 地域総合科学科の適格認定評価報告案について
2. 平成19年度開設地域総合科学科の達成度評価実施について
3. 自己点検・相互評価推進委員会の総括について

◇調査研究委員会

第19回 平成21年6月12日(金)

議事

1. 短期大学における学習効果測定法の開発について
- 1-1(1)。「短大生調査2008年」の調査結果について

- 1-2(2).平成21年度の計画について
2. 短期大学の自己点検評価法の開発(「日本型コミュニティ・カレッジの開発的研究」協力調査研究)について
- 2-1(1).平成20年度「日本型コミュニティ・カレッジの開発的研究」の活動報告について
- 2-2(2).平成21年度の計画について

第20回 平成22年3月12日(金)

議事

1. 「短大生調査2009年(JCSS2009)」の進捗状況について
2. 「日本型コミュニティ・カレッジの開発的研究」研究グループ(CC研)の研究活動について
3. 本委員会の平成22年度事業計画(案)について

◇広報委員会

第19回 平成22年2月19日(金)

議事

1. NEWS LETTER 第50号の編集について
2. NEWS LETTERの発行部数について
3. 協会ウェブサイトのリニューアルについて
4. 平成22年度広報委員会開催日程について

◇新公益法人検討特別委員会

第3回 平成22年1月22日(金)

議事

1. 今後のスケジュールについて
2. 最初の評議員の選任方法(案)について
3. 機関設計(案)について
4. 定款(案)について

◇委員選考委員会

第7回 平成21年12月17日(木)

議事

1. 各種委員会委員の選考について

平成22年度(平成22年4月～平成22年9月)

◇理事会

第26回 平成22年5月28日(金)

議事

1. 平成21年度事業報告について
2. 平成21年度決算報告について
3. 本協会就業規則の一部改正について
4. 評議員の欠員に伴う後任選考について
5. 次期評価周期のための第三者評価の要綱・短期大学評価基準について

第27回 平成22年9月16日(木)

議事

1. 平成24年度からの評価料及び会費について
2. 自己点検・評価報告書作成マニュアルの改定について
3. 地域総合科学科の達成度評価について
4. 第三者評価委員会規程の一部改正について

◇臨時理事会

第4回 平成22年7月16日(金)

議事

1. 第三者評価要綱及び短期大学評価基準について
2. 次期評価期間の評価料について

◇評議員会

第11回 平成22年5月26日(水)

議事

1. 平成21年度事業報告について
2. 平成21年度決算報告について
3. 次期評価周期のための第三者評価の要綱・短期大学評価基準について

◇第三者評価委員会

第50回 平成22年5月6日(木)

議事

1. 短期大学基準協会第三者評価要綱の改定案について
2. 短期大学評価基準の改定案について
3. 日本私立短期大学協会総会における説明について
4. 評価システム見直しに係るスケジュールについて

第51回 平成22年5月25日(水)

議事

1. 平成22年度再受審校の評価体制及び評価方法について

- 2. 平成 22 年度第三者評価 評価チームの編成について
- 3. 平成 22 年度第三者評価 評価員研修会
 - ①次第、講師の検討について（文科省講師含む）
 - ②配布資料の検討について
- 4. 平成 22 年度第三者評価委員会分科会について
- 5. 平成 21 年度第三者評価の振り返りについて

第 52 回 平成 22 年 6 月 17 日（木）

議事

- 1. 新評価基準等に関する ALO 対象説明会について
 - ①次第、講師の検討について
 - ②配布資料の検討について
- 2. 第三者評価委員会及び小委員会開催通知の電子メール化について
- 3. 自己点検・評価報告書作成マニュアルの改定について

第 53 回 平成 22 年 7 月 15 日（木）

議事

- 1. 平成 22 年度第三者評価委員会分科会委員について
- 2. 評価システムの改定に係るパブリック・コメント等の対応について
- 3. 自己点検・評価報告書作成マニュアルの改定について

第 54 回 平成 22 年 8 月 6 日（金）

議事

- 1. 平成 22 年度再申請校の評価体制及び評価方法について
- 2. 自己点検・評価報告書作成マニュアルの改定について
- 3. 規程改正について

第 55 回 平成 22 年 9 月 3 日（金）

議事

- 1. 平成 22 年度再申請校の評価体制及び評価方法について
- 2. 平成 22 年度第三者評価委員会分科会について
- 3. 自己点検・評価報告書作成マニュアルの改定について
- 4. 同マニュアルの財務三表等の書式について

◇第三者評価委員会小委員会

第 38 回 平成 22 年 4 月 15 日（木）

議事

- I. 第三者評価等について
 - 1. 機関別評価結果決定後の自己点検・評価報告書の訂正等について
- II. 評価システムの見直しについて
 - 1. 評価システムの見直しの検討について
 - 2. 新評価基準等改定に関するスケジュール

第 39 回 平成 22 年 4 月 28 日（水）

議事

- 1. 機関別評価結果決定後の自己点検・評価報告書の訂正について
- 2. 評価システムの見直しの検討について

第 40 回 平成 22 年 5 月 25 日（火）

議事

- 1. 平成 22 年度再審査校の評価体制及び評価方法について
- 2. 平成 22 年度第三者評価 評価チームの編成について
- 3. 平成 22 年度第三者評価 評価員研修会について
 - ①次第、講師の検討について（文科省講師含む）
 - ②配布資料の検討について
- 4. 平成 22 年度第三者評価委員会分科会について
- 5. 平成 21 年度第三者評価の 振り返りについて

第 41 回 平成 22 年 6 月 17 日（木）

議事

- 1. 平成 23 年度評価申請校からの申請の取り扱いについて
- 2. 新評価基準等に関する ALO 対象説明会について
 - ①次第、講師の検討について
 - ②配布資料の検討について
- 3. 第三者評価委員会及び小委員会開催通知の電子メール化について
- 4. 自己点検・評価報告書作成マニュアルの改定について

第 42 回 平成 22 年 7 月 15 日（木）

議事

- 1. 平成 22 年度第三者評価委員会分科会委員について
- 2. 評価システムの改定に係るパブリック・コメント等の対応について
- 3. 自己点検・評価報告書作成マニュアルの改定について
- 4. ①九州地区私立短期大学協会研修会への講師派遣について

第 43 回 平成 22 年 9 月 3 日（金）

議事

- 1. 平成 22 年度再申請校の評価体制及び評価方法について
- 2. 平成 22 年度第三者評価委員会分科会について
- 3. 自己点検・評価報告書作成マニュアルの改定について
- 4. 同マニュアルの財務三表等の書式について
- 5. 平成 23 年度主要会議等日程について
- 6. ① ALO 説明会後の出席者からの質問について
 - ②京滋私立短期大学協会秋季講演会への講師派遣について

◇第三者評価委員会財務関係プロジェクトチーム

平成 22 年 7 月 21 日（水）

議事

- 1. 平成 22 年度評価校の財務状況について
- 2. チーム責任者への連絡文書案について

◇自己点検・相互評価推進委員会

第 34 回 平成 22 年 6 月 30 日（水）

議事

- 1. 平成 19 年度開設地域総合科学科の達成度評価報告案について
- 2. 自己点検・相互評価推進委員会の今後の活動方針について
- 3. 自己点検・相互評価推進委員会開催通知の電子メール化について

◇調査研究委員会

第 21 回 平成 22 年 7 月 30 日（金）

議事

- 1. 短期大学における学習効果測定法の開発について
 - 1-1. 「短大生調査 2009 年（JJCSS2009）」の全体集計結果について
 - 1-2. 平成 22 年度の短大生調査の実施等について
- 2. 短期大学の自己評価法の開発について
 - 2-1. 平成 21 年度「日本型コミュニティ・カレッジの開発的研究」研究グループの活動報告について
 - 2-2. 平成 22 年度「日本型コミュニティ・カレッジの開発的研究」研究グループの活動計画について
- 3. 調査研究委員会開催通知の電子メール化について

◇広報委員会

第 20 回 平成 22 年 4 月 16 日（金）

議事

- 1. NEWS LETTER 第 50 号の編集について
- 2. NEWS LETTER 第 51 号の編集について
- 3. 「財団法人短期大学基準協会の概要」別紙の差し替えについて

第 21 回 平成 22 年 7 月 16 日（金）

議事

- 1. NEWS LETTER 第 51 号の編集について
- 2. NEWS LETTER 第 52 号の編集について
- 3. 来年度からの NEWS LETTER の編集について
- 4. 「財団法人短期大学基準協会の概要」パンフレットのリニューアルについて

◇平成 21 年度第三者評価適格認定証贈呈式

第 4 回 平成 22 年 5 月 13 日（木）

平成 21 年度評価適格認定校 65 校、114 名出席

◇平成 22 年度第三者評価 評価員研修会

平成 22 年 7 月 8 日（木）・9 日（金）

プログラム

チーム責任者研修会

- ①チーム責任者の役割について
- ②領域別評価票の作成について

評価員研修会

- ①「認証評価」に関わる動向と短期大学基準協会の評価について
- ②短期大学設置基準等について（説明）安部田康弘氏（文部科学省高等教育局大学振興課短期大学係長）
- ③平成 21 年度第三者評価の総括について
- ④評価員の役割について
- ⑤評価チーム打合せ
- ⑥領域 I～IX の評価の考え方について
- ⑦評価に使う様式の取り扱い及び記入方法・その他について
- ⑧総括質疑・質問票への回答

◇新評価基準等に関する ALO 対象説明会の開催について

平成 22 年 8 月 30 日（月）

プログラム

- 1. 「新しい「第三者評価」を構想する短期大学基準協会の視点」
- 2. 「新第三者評価要綱について」
- 3. 「新短期大学評価基準について」
- 4. 「自己点検・評価報告書作成マニュアルについて」

ひじ
肘について食べる

新渡戸文化短期大学 学園長 森 本 晴 生

「サザエさん」を見ると、磯野波平氏は食事のときも背筋をピンと伸ばしています。しかし、現実の世界では、食卓と椅子で肘をついて食事をしている人をかなり見受けられます。和室の食卓より高い位置にあるので、肘をつきやすいからなのでしょう。かつて、面白い説明を聞いたことがあるので、ご紹介しましょう。

江戸から明治、大正にかけて箱膳で食事をしていたときには、箱膳は肘をつけるほどの大きくではなく、高さもなかったもので、肘をつくことはできなかつたのです。それに、もし肘をつけば「行儀が悪い」「犬食いは止めなさい」などと叱られました。

太平洋戦争が終わって、生活がだんだんと洋風になると、食卓と椅子で食事をするのが上流の生活のように感じようになり、公団住宅でもダイニングキッチンが一般的になってきました。この頃から食卓で肘をつくのが少し始まりました。しかし、決定的なのはテレビの普及です。

食事のとき、父親は家長（すでに死語ですね。）として家族を見渡せる位置に座っていました。逆に言うと、家族全員から見える位置に父親が座ったのです。この生活にテレビが侵入し、権力が弱くなった父親が食事のときに家族と一緒にテレビを見るがために、テレビにその座を譲ったのです。その結果、父親は斜め横のテレビを見ながら、目の前にあるものを食べるという無理な姿勢を強いられるようになりました。母親は、前から父親の正面に座っていましたから、テレビも正面に置かれたので、無理な姿勢に

はなりません。父親の対策として、肘をついて上体を正面に固定し、顔だけをテレビに向けるという技術を開発し、テレビが面白いので行儀が悪いという感じが薄れ、肱つき食事が増えたというのです。

この説明を聞いて頭に浮かんだのは、駅や電車で床に座る若い人が増え、行儀が悪い、みっともないという話題になったことです。これは、車社会になり、小さいときから立って歩く習慣が減って、背筋力が十分でないからという説明を付けられます。これと同様に考えると、食卓に肘をつく人も背筋力が弱くなっているのかもしれない。

ときどき、「食事のときにはテレビを消そう」とか「テレビに子守をさせないで」という働きかけを耳にすることがあります。ゆっくりと食事をする。ゆっくりと散歩する。このような生活を送ろうとすると、自然と姿勢が良くなっていくように思っています。

物事の輸入、導入をする際に、その物事の使い方は一部だけしか導入されないものです。そのために、他の学校を訪問したときに、同じ名前の物や行事が、予想外の形で使われたり、実施されたりしているのを見て、驚くことがあります。その地域や環境の中で、やり方は変わってくるのです。他校の評価の際に自分の認識を改めることができるのは、副次的ですが、貴重な体験となります。評価される短期大学も、評価員の反応から、目から鱗が落ちるような収穫を得ることもあります。第三者評価の、別の視点からの効用といえるでしょう。

編集後記

チリ北部のサンホセ鉱山で地下700mに閉じ込められた33人を地上に救出するニュースを見てみると、地下では35度、地上では25度から夜には氷点下に冷え込むなど、厳しい自然環境であることに気付かされました。ひるがえると、日本では猛暑がやっと終わり、80校の訪問調査が進行中です。建学の精神を具現化すること、学生の人間性を高めて社会に送り出すこと、質の保証などが話題になっていることでしょうか。一方で、第二クールに向けて、各短期大学では多様化・個性化を進めながら、情報の開示を含めた質の保証の仕組みを整えることが期待されます。本協会では第二クールの新しい「認証評価」に四基準を構想しています。

(PHM)

編集・発行

財団法人 短期大学基準協会 広報委員会

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-11 第2星光ビル6階

Tel. 03-3261-3594 Fax. 03-3261-8954

E-mail: jimukyoku@jaca.or.jp

URL: //www.jaca.or.jp/